

【 支給申請 】 人材確保等支援助成金（派遣元特例コース） 提出書類のご案内

提出期間 制度の実施日の翌日から令和7年3月31日まで又は実施日の翌日から起算して2か月を
経過する日のいずれか遅い日

提出先 千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク
〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階
千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室
TEL 043-441-5678

派遣元事業主名 _____

【 支給申請 】 提出書類		チェック	枚数記入欄		
		<input checked="" type="checkbox"/>	事業主	所	局
1	人材確保等支援助成金(派遣元特例コース)支給申請書(様式第1号) (複数の事業所分を申請する場合は労使協定適用単位の事業所ごと)	<input type="checkbox"/>			
2	助成対象となる派遣労働者名簿(様式第1号別紙)	<input type="checkbox"/>			
3	整備又は改善を行った賃金制度の内容及び当該制度を実施したことが確認できる書類 a.改定前及び改定後の労使協定書(写し) ただし賃金制度の整備又は改善後、労使協定を改定している場合は、支給申請時点で最新の労使協定書も併せて提出 b.対象労働者の労使協定の改定前及び改定後の賃金台帳等(写し) c.対象労働者の派遣元管理台帳(写し)	<input type="checkbox"/>			
4	整備又は改善に係わる経費内訳書(様式第1号 別紙2)及び当該内訳書に記載された領収書等 (必要と認められる経費の総額が、5万円+派遣労働者1人当り1万円を加算した額を超えた場合)	<input type="checkbox"/>			
5	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号) ※P3、4、5「記載にあたっての留意点」も確認後、添付	<input type="checkbox"/>			
6	支払方法・受取人住所届 (共通要領 帳票種別32850)	<input type="checkbox"/>			
7	その他千葉労働局長が必要と認める書類 ※審査に必要が生じた場合	<input type="checkbox"/>			
受付年月日		年	月	日	書類確認者 HW 局

* 様式は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

留意事項について

- 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできません。
- 申請書等に疑義があり、都道府県労働局長が追加的に書類を求めるとか、書類の補正を求めることがありますが、都道府県労働局長が指定した期日までに提出がない場合、不支給決定となります。

千葉労働局職業対策課分室 ・ ハローワーク(公共職業安定所)

千葉労働局様式(R6.6)